（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第二条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を削り、第四十二号から第五十五号までを二号ずつ繰り上げ、第五十六号を削り、第五十七号から第七十六号までを三号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十一号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行に伴い、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の二第一項第七号中「充てんされている」を「充塡されている」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

告　示

○文部科学省告示第五十三号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定に基づき、平成二十七年度において使用される特別支援学校用教科書の定価を平成二十七年三月四日付けで次のとおり認可したので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第二十条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十九日

文部科学大臣　下村　博文

特別支援学校小学部視覚障害者用［点字版］

教科書の記号・番号	書名	定価（円）
国語	国語	
182　ライト　国語　A-121　こくご　1―1		6,585
国語　A-122　こくご　1―2		4,630
国語　A-221　こくご　2―1		8,437
国語　A-222　こくご　2―2		5,350
国語　A-321　国語　3―1		7,305
国語　A-322　国語　3―2		7,100
国語　A-421　国語　4―1		8,437
国語　A-422　国語　4―2		6,894
国語　A-521　国語　5―1		8,643
国語　A-522　国語　5―2		5,659
国語　A-621　国語　6―1		8,437
国語　A-622　国語　6―2		6,585
社会	社会	
216　支援センター　社会　A-321　社会　3・4―1		10,307
社会　A-322　社会　3・4―2		14,792
社会　A-323　社会　3・4―3		12,004
社会　A-521　社会　5―1		12,517
社会　A-522　社会　5―2		9,094
社会　A-523　社会　5―3		9,002
社会　A-524　社会　5―4		9,579
社会　A-621　社会　6―1		14,672
社会　A-622　社会　6―2		10,670
社会　A-623　社会　6―3		12,368
社会　A-624　社会　6―4		10,792
社会　A-625　社会　6―5		10,064
算数	算数	
196　ヘレン　算数　A-121　さんすう　1―1		12,507
算数　A-122　さんすう　1―2		14,274
算数　A-123　さんすう　1―3		7,069
算数　A-124　さんすう　1―4		11,147
算数　A-125　さんすう　1―5		14,002
算数　A-221　さんすう　2―1		12,235
算数　A-222　さんすう　2―2		16,177